

6世紀前葉から中葉における新羅の「教」とその主体について

著者	篠原 啓方
雑誌名	東アジア文化交渉研究 = Journal of East Asian cultural interaction studies
巻	6
ページ	449-459
発行年	2013-03-27
その他のタイトル	The Subject of Kyo (教) of Silla from the early to middle 6th Century
URL	http://hdl.handle.net/10112/7630

6世紀前葉から中葉における 新羅の「教」とその主体について

篠原啓方

The Subject of Kyo (教) of Silla from the early to middle 6th Century

SHINOHARA Hirokata

The Kyo (教), in the Silla stele from the early to middle 6th Century, is very important for political decision-making in Silla. In this paper, it was pointed out that it is highly likely that Kyo had been established as a royal order in the stage of Bongpyeong Silla Stele in Uljin.

キーワード：迎日冷水里新羅碑、蔚珍鳳坪新羅碑、丹陽新羅赤城碑、教、律令

はじめに

6世紀の前葉～中葉は、朝鮮半島東南部に興った新羅が小白山脈を越え、高句麗・百済と対峙しつつ領域を拡大していく時期であり、また王を頂点とした新羅の官制、身分制が整備・確立していく過渡期でもあった。これは当該時代の資料である金石文からも裏づけられる。

金石文は、文献史料の少ない朝鮮古代史において、新たな史実を提供する重要資料である。中でもいわゆる新羅中古期の金石文資料は、早くから研究者の注目を集め、多くの優れた業績が蓄積されてきた。

本稿では、6世紀の新羅における国家意思の指標となる「教」の主体について検討する。国家の意思を伝える碑は文書行政の一つであり、その意思決定の主体を検討する作業は、王権や意思伝達のあり方を理解する上で重要である。ただこの時期の「教」が誰によって発せられたかについては諸説があり、「教」の主体にかかわる碑文の記述そのものを王権成長の指標として捉える視点もある。この点についても合わせて考えたい。

I 「蔚珍鳳坪新羅碑」における教と「等」

「蔚珍鳳坪新羅碑」(以下鳳坪碑)は1988年、慶尚北道蔚珍郡で見つかった。碑は全長204cmの縦長の

自然石で、一面のみを加工して刻字している。碑文は、居伐牟羅という村落における騒動（反乱か）に際し、新羅の六部が軍を動員してこれを収拾し、騒動の責任者を処罰すると共に、再発の防止を誓約させた内容である点ではほぼ共通の理解を得ているが、釈文をはじめ、処罰の対象者、地方統治のあり方などをめぐって解釈の相違が見られる（表1）。内容の年代は「甲辰年」（1-①～③）から524年とするのが定説である¹⁾。

鳳坪碑の「等」は、冒頭部分の「喙部牟即智寐錦王、沙喙部従夫智葛文王…、悉尔智奈麻等、所教事」（1-⑨～3-④③）という、教（事）が下される場面に登場するが、ここに14名の人物がかかわっている。人物の序列はまず身分（官位）の高低、次に所属の部を基準とし、各人は所属部・人名・身分の順に表記されている³⁾（表2）。

この「等」の解釈は、「教」の主体の捉え方によって大きく3つに分けることができる。第一の説は、教の主体を牟即智寐錦王（表2の1）と捉え⁴⁾、「牟即智寐錦王が…ら（等）に教す」と解釈するもので、「等」は2～14の人物となる。第二の説は、主体を牟即智寐錦王と従夫智葛文王とするもので⁵⁾、「等」は3～14の人物となる。これらは「王主体説」とも言うべきものである。これに対し第三の説は、1～14の人物が「等」でありかつ教の

表1 鳳坪碑釈文²⁾

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
■	麻	奈	使	新	者	別	慎	干	甲	①
立	節	尔	卒	羅	一	■	■	支	辰	②
石	書	利	波	六	□	教	宍	岑	年	③
碑	人	杖	小	部	為	令	智	喙	正	④
人	牟	六	舍	煞	之	居	居	部	月	⑤
喙	玆	十	帝	斑	人	伐	伐	園	十	⑥
部	斯	葛	智	牛	□	牟	干	斯	五	⑦
博	利	尸	悉	□	田	羅	支	智	日	⑧
士	公	条	支	□	寧	男	一	干	喙	⑨
于	吉	村	道	□	王	弥	夫	支	部	⑩
時	之	使	使	事	大	只	智	沙	牟	⑪
教	智	人	烏	大	奴	本	太	喙	部	⑫
之	沙	奈	婁	人	村	是	奈	部	智	⑬
若	喙	尔	次	喙	貧	奴	麻	而	寐	⑭
此	部	利	小	部	共	人	一	■	■	⑮
者	□	居	舍	内	匪	雅	■	匪	錦	⑯
園	文	□	帝	沙	曰	■	尔	智	王	⑰
罪	吉	尺	智	智	□	是	智	太	沙	⑱
於	之	男	居	奈	其	奴	太	阿	喙	⑲
天	智	弥	伐	麻	餘	人	奈	干	部	⑳
□	新	只	牟	沙	事	前	麻	支	従	㉑
□	人	村	羅	喙	匪	時	牟	固	夫	㉒
□	喙	使	尼	部	匪	王	心	先	智	㉓
居	部	人	牟	一	奴	大	智	智	葛	㉔
伐	述	園	利	登	人	教	奈	阿	文	㉕
牟	刀	□	一	智	法	法	麻	干	王	㉖
羅	小	園	伐	奈		道	沙	支	本	㉗
異	烏	百	玆	麻	使		喙	一	波	㉘
知	帝	於	宜	男	阡		部	差	部	㉙
巴	智	即	智	次	隘		十	夫	□	㉚
下	沙	斤	波	邪	尔		斯	智	夫	㉛
干	喙	利	旦	足	匪		智	一	智	㉜
支	部	杖	部	智	匪		奈	吉		㉝
辛	牟	百	只	喙	城		麻	干		㉞
日	利	悉	斯	部	因		悉	支		㉟
智	智	支	利	比	囚		尔	喙		㊱
一	小	軍	一	須	匪		智	勿		㊲
尺	烏	主	匪	婁	城		奈	力		㊳
世	帝	喙	智	邪	匪		麻	智		㊴
中	智	部	阿	足	大		等	一		㊵
卒	□	大	智	居	軍		所	吉		㊶
三	夫	兮	居	伐	起		教	干		㊷
百	智	村	牟	有	若		事	支		㊸
九	奈	使	牟							㊹
十		人	羅							㊺
八			道							㊻

※□は未読字、■は物理的理由で刻字されなかった部分

1) 韓国古代史研究会『韓国古代史研究』2（蔚珍鳳坪新羅碑特集、1989）。李成市「蔚珍鳳坪新羅碑の基礎的研究」（『史学雑誌』98-6、1989、『東アジアの民族と国家』、岩波書店、1997に収録）。盧重国ほか『韓国古代社会斗 蔚珍地方——国宝第242号「蔚珍鳳坪新羅碑」発見10周年記念学術大会論叢——』（蔚珍郡・韓国古代史学会、1999）。武田幸男「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」主体と奴人法」（『朝鮮学報』187、2003）、「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」執行階層と受刑者」（『朝鮮学報』191、2004）

2) 釈文は武田幸男（前掲論文、2003）に従った。

3) 6世紀金石文の人名表記については、金昌鎬「新羅中古 金石文의 人名表記（I）」（『大丘史学』22、1982）を参照。

4) 南豊鉉「蔚珍鳳坪新羅碑에 대한 語学的考察」（『韓国古代史研究』2、1988）。李成市「蔚珍鳳坪新羅碑の基礎的研究」（『史学雑誌』98-6、1989）。『東アジアの民族と国家』（岩波書店、1997）に収録。ただし李成市はその後14人が主体だと修正している（『東アジア文化圏の形成』、山川出版社、2000、54頁）。

5) 文暉鉉「居伐牟羅男弥只碑의 新検討」（『水邨朴永錫教授華甲紀念韓國史学論叢』上、探求堂、1992）

主体として理解するものである⁶⁾。本稿では同説を「14名主体説」と呼んでおく。

王主体説は、まずその根拠として、皇帝が詔勅、王が教を使用するという中国の例を挙げる⁷⁾。「教」についてのみ言えば、5世紀において新羅と政治的・軍事的に密接な関係にあった高句麗においても使用されていた。「広開土王碑」（414年）や、「牟頭婁墓誌」（5世紀前半）、「中原高句麗碑」（5世紀）などに登場する「教」の主体は一貫して高句麗君主（王、太王）である⁸⁾。従ってこれらが新羅に影響を与えた可能性は高いと言えるが、当時の新羅碑文には独特の表記法や構文が見られるため、同時期における中国や高句麗の例を安易に適用すべきではなく、新羅碑文の文脈から理解されるべきであろう⁹⁾。

王主体説のもう一つの根拠は、「等」が単なる複数人の称ではなく新羅の官職名として用いられた点である。文献史料から確認できる最初の例は法興王18（531）年の「上大等」であり¹⁰⁾、彼は内政を統括する最高の官職であった。このほかにも「典大等」や「仕（使）大等」、「太（大）等」などが登場するが¹¹⁾、その多くは中央の官府の長、もしくは高官である。李基白はこれらの史料から「等」を有する官の一群を「等」の分化と捉え、（某）大等「等」から派生したものだとした¹²⁾。李基白の用いた史料はいずれも鳳坪碑より後のものであり、現在も「等」のみで官職をあらわす確実な例は存在しないが、この解釈が鳳坪碑の例に援用されたのである。

ただこの場合問題となるのは、碑文における「等」の字の位置である。「等」は14名の人物が列記された直後にあり、後述のように6世紀の新羅碑文の人物表記、つまり官職を人名や部名より先に記すという表記法には合致しない¹³⁾。従って碑文に基づく限り、鳳坪碑の「等」は官職とは認められないのである。

表2 鳳坪碑の人名表記

	所属部	人名	身分(官位)
1	喙部	牟即智	寐錦王
2	沙喙部	従夫智	葛文王
3	本波部	□夫智	干支
4	岑喙部	美斯智	干支
5	沙喙部	而粘智	太阿干支
6		吉先智	阿干支
7		一羞夫智	一吉干支
8	喙	勿力智	一吉干支
9		慎宥智	居伐干支
10		一夫智	太奈麻
11		一尔智	太奈麻
12		牟心智	奈麻
13	沙喙部	十斯智	奈麻
14		悉尔智	奈麻

6) 朱甫暉「蔚珍鳳坪新羅碑와 法興王代 律令」（『韓国古代史研究』2、1988）、121-122頁。盧泰敦「蔚珍鳳坪新羅碑와 新羅의 官等制」（『韓国古代史研究』2、1988）、177-178頁。武田幸男（前掲論文、2003）、10-11頁

7) 例えば文暉鉉（前掲論文、1992）は「教は王命であり、王のみが下すことができる」とする（288頁）。

8) 篠原啓方「中原高句麗碑의 釈說와 内容의 意義」（『史叢』51、高大史学会、2000）、8頁。碑文の内容年代には諸説あるが、筆者は5世紀中葉説をとる。

9) 武田幸男、前掲論文（2003）、11頁

10) 『三国史記』卷4、新羅本紀4、法興王十八年。「夏四月、拜伊滄哲夫為上大等、摠知国事。上大等官始於此、如今之宰相」

11) 6世紀の碑文としては、「昌寧新羅真興王拓境碑」（561年）には「行使大等」が、「黄草嶺新羅真興王巡狩碑」・「磨雲嶺新羅真興王巡狩碑」（いずれも568年）に「太等」が登場する。

12) 李基白「大等考」（『歴史学報』17・18合、1962）。後に『新羅政治社会史研究』（一潮閣、1974）に収録。ちなみに末松保和は、大等という語の起源を高句麗の官「タロ（対盧）」に求めている（『新羅史の諸問題』、322-323頁）。

13) 武田幸男（前掲論文、2003）、12-13頁

表3 鳳坪碑における教の執行者¹⁵⁾

	職名	所属	人名	官位
1	大人	喙部	内沙智	奈麻
2		沙喙部	一登智	奈麻
3			男次	邪足智
4		喙部	比須婁	邪足智
5	居伐牟羅道使		卒波	小舎帝智
6	悉支道使		烏婁次	小舎帝智
7		居伐牟羅	尼牟利	一伐
8			玠宜智	波旦
9			部只斯利	
10			一令智	
11	悉支軍主	喙部	□夫智	奈麻
12	(節) 書人	沙喙部	牟玠斯利公	吉之智
13			□文	吉之智
14	新人	喙部	述刀	小烏帝智
15		沙喙部	牟利智	小烏帝智
16	立石碑人	喙部	(博士)	

以上のような「王主体説」への批判は、主に14名主体説から出されたもので、同説は現在、学界において最も多くの支持を集めているように思われる。ただこの14名主体説にも、まだ検討の余地は残されている。それは「等」を複数人の称としてのみ理解すべきか」という点である。

鳳坪碑にはこれ以外にも複数の官人名が登場する(表3)。碑文には前述のように、「大人」や地方官(道使、軍主)などの職名がまず登場し、次いで部名、人名、官位が続く¹⁴⁾。1～6は新羅六部の官人であり、7～10は「居伐牟羅」という地方の村(牟羅)の人間で、当時新羅が地方人に与えた官位(外位)を所持しているが、彼らは1～6の人物と共に、現地において教(事)の執行にかかわった者と考えられる。また末尾には、碑の作成に携わった人物(書人、新人、立石碑人)

が登場する(12～18)。

この16名は職名別に列記されているが、彼らに「等」の字はない。このように「等」は、複数人の称として常に用いられるわけではない。単なる偶然とも言えようが、「等」の有無に注目すれば、等が付された表2の14名は、教の発令と直接かかわっている。またこのうち王を除く12名には職名が明記されていないが、これは彼らが無官であったわけではなく、中央官人であることを意味するものと思われる。一方、官位の高低から見れば、表2の奈麻(12～14)が表3にも登場(1, 2, 11)するが、碑文中の高位官人と共に教の発令にかかわるという点で、表2の奈麻がより重要な立場であることは疑いない。この点に留意しつつ、次章では鳳坪碑の前後期の碑文に見える「等」について検討する。

II 「蔚珍鳳坪新羅碑」前後期の碑文に見られる「等」

1 「迎日冷水里新羅碑」の「等」

「迎日冷水里新羅碑」(以下「冷水碑」)は1989年、慶尚北道迎日郡(現浦項市北区)で発見された¹⁶⁾。碑は幅70cm、高60cm、厚30cmで、自然石の形状を残しつつ、三つの面(前面・後面・上面)を加工して碑文を刻んだものである(表4)。碑文は、珍而麻村の財物をめぐる訴訟に対し、新羅の有力者(葛文王や六部の長など)がその所有権に対する判決を下した内容という点ではほぼ共通しているが、財の性

14) 六部出身者は16(立石碑人博士)を除いていずれも官位が明記されている。

15) 鳳坪碑には、これ以外にも処罰された人物が数名登場するが、彼らは官人ではなく、実際に「等」の字も用いられていないため、省略した。

16) 行政区画の変更に伴い、現在「浦項冷水里新羅碑」とも呼ばれているようであるが、正式名称の変更があったのかどうかは未確認である。

表4 冷水碑積文

上面					後面					前面													
5	4	3	2	1	7	6	5	4	3	2	1	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
故	了	今	支	村	■	蘇	喙	休	智	典	若	此	教	死	得	為	支	本	喙	王	癸	麻	斯
記	事	智	須	主	■	那	沙	喙	奈	事	更	二	耳	後	之	證	此	彼	尔	斫	未	村	羅
					事	支	夫	眈	麻	人	尊	人	別	令	教	尔	七	頭	夫	德	年	節	喙
					煞	此	那	須	到	沙	者	後	教	其	耳	取	王	腹	智	智	九	居	斫
					牛	七	斫	道	盧	喙	教	莫	末	第	別	財	等	智	壹	阿	月	利	夫
					拔	人	利	使	弗	壹	其	更	鄒	兒	教	物	共	干	干	干	廿	為	智
					■	■	■	■	■	罪	⑧	尊	斫	斯	節	盡	論	支	支	支	五	證	王
					誥	■	■	■	■	罪	⑧	此	申	奴	居	令	教	斯	只	子	日	尔	乃
					故	足	喙	皆	仇	耳	⑨	財	支	得	利	節	用	彼	心	宿	沙	令	智
					記	所	公			⑩													
										⑪													
										⑫													
										⑬													
										⑭													
										⑮													
										⑯													
										⑰													

※■は物理的に刻字できなかつた部分

格や相続、官制などをめぐり解釈が異なる。中心となる内容の年代は「癸未年」で、503年説が有力である¹⁷⁾。

「等」は「癸未年九月廿五日、沙喙至都盧葛文王…、斯彼暮斫智干支、此七王等共論教用…」(前3-①~7-⑨)という、7名の人物による「共論」と「教」発令の場面に登場する。彼らは「此七王等」と記され、所属の部名、人名、身分(官位)が具体的に列記されている(表5)。王号を有するのは1の「至都盧葛文王」のみで、残りの6人は「干支」という身分(官位)を有するが、「王等」を「王たち」と解釈する立場からは、7名がいずれも教を発することのできる主体であるとし¹⁸⁾、また7名を「王」と表現した理由は、彼らが「王」に等しい存在であったためであり、当時の王権が超越的でなかったとする¹⁹⁾。これに対し李喜寛は、碑文の複数人中「等」が付されるのは「七王」のみであること、そして前述の李基白の「等」に対する解釈を根拠に、「等」は新羅の官職「大等」であり、「七王等」の解釈を「七人の王と等(=1名の王と6名の大等)」と

表5 「七王等」の人名表記

	所属	人名	身分(官位)
1	沙喙	至都盧	葛文王
2		斫德智	阿干支
3		子宿智	居伐干支
4	喙	尔夫智	壹干支
5		只心智	居伐干支
6	本彼	頭腹智	干支
7	斯彼	暮斫智	干支

17) 韓国古代史研究会『韓国古代史研究』3(迎日冷水里新羅碑特集、1990)

18) 武田幸男(全景論文、2003)、11頁

19) 鄭求福「迎日冷水里新羅碑の金石學的考察」(『韓国古代史研究』3、1990)。金永萬「迎日冷水里新羅碑の語文學的考察」(『韓国古代史研究』3、1990)。朱甫暎「6세기 초 新羅王權의 位相과 官等制의 成立」(『歴史教育論集』13・14合、1990)などである。

した²⁰⁾。

官職という指摘については、前述した碑文の人物表記の原則から認められないが、複数人における等の有無については、検討の余地がある(表6)。まず1(「此二王」)は、碑文の中心年(503)より以前に教を發した「斫夫智王」と「乃智王」を指し、いずれも王号を有す。彼らは2の「前世二王」(前7-⑩~⑬)と同一人物である。

3の「此二人」は「末鄒斫申支」(前11-⑤~⑨)で、碑文における訴訟の被告もしくは原告であり²²⁾、碑文は教を通じ、彼らが財の相続者ではないとし、また相続について再び訴訟を起ささないよう命じている(前11-③~後1-⑨)。彼らは官位や官職を持たない実名のみである。

4は、「典事人」と「道使」という官職を有する7名の新羅六部出身者である²³⁾。彼らには碑文において「跟跣所白了事煞牛拔誥故記」(後6-⑦~7-⑩)、つまり事の終了をもって殺牛儀礼を行い、記録する役割を担っている。5は上面の「村主與支干支須支壹今智」で、こちらは「村主である與支干支と須支壹今智」と解釈される²⁴⁾。

以上のように、表6の人物群は身分、出身、人数など様々である。「七王等」は新羅における最高位の人物群ではあるが、「等」は「二王」のような王のみを指す場合にはなく、人数においては「七王」と同数の「此七人」にも用いられないため、身分や人数における共通性はない。このように冷水碑の「等」が指す人物は、鳳坪碑と同様「教にかかわる高位官人」であり、王が含まれない可能性も想定される。

2 「丹陽新羅赤城碑」の「等」

「丹陽新羅赤城碑」(以下「赤城碑」)は1978年、現忠清北道丹陽郡にある山城(赤城)で見つかった。碑文の内容は、赤城もしくは近隣で起こった事件(恐らくは戦闘)にて功を挙げて死んだ也余次という人物を賞賛し、その親族に恩賞を賜い、今後もこうした功のあった者に褒賞を与えるというものである(表7)。碑文の内容年代は、干支年の部分が欠落しており正確には分からないが、新羅が小白山脈を越

表6 冷水碑における複数の人物表記²¹⁾

	表記	官職	所属	人名	身分(官位)
1	此二王			斫夫智	王
				乃智	王
2	前世二王				王
3	此二人			末鄒 斫申支	
4	此七人	典事人	沙喙 耽須道使	壹夫智	奈麻
				到盧弗 須仇休 喙 喙沙夫那 斫利 沙喙	
5	此二人	村主		與支 須支壹今智	干支

20) 李喜寬「迎日冷水里碑에 보이는 至都葛文王의 몇 가지 問題」(『韓國學報』60, 1990)、94~95、97頁

21) 「到盧弗須仇休」と「喙沙夫那斫利」はそれぞれ2名の表記であるが、便宜上表のようにした。

22) この5文字をどこで分けるのかについては諸説あるが、便宜上「末鄒・斫申支」とした。

23) 職名、部名、官位については最初のみ記され、以降は省略されたと考えるのが一般的である。道使は地方官であり、「耽須」は地名とするのが通例であるが、同一地域に4名が派遣されるのは多すぎるようにも思われ、地名以外の可能性もある。

24) 村主とは地方の有力者の職を指す。

表7 丹陽新羅赤城碑の釈文

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
□	□	□	翻	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	闕	闕	闕	闕	□	□	①	
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	闕	田	田	□	□	□	②	
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	田	田	田	□	□	□	③	
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	闕	鄒	田	夫	田	□	④	
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	中	部	文	等	智	豆	月	⑤
□	□	□	□	□	□	合	弗	□	□	□	□	□	□	□	□	作	助	村	喙	大	弥	中	⑥
□	□	□	□	□	懷	五	兮	□	□	□	□	□	□	□	□	善	黑	幢	部	阿	智	王	⑦
□	□	□	□	兄	勲	人	女	□	□	□	□	□	□	□	□	夫	主	比	干	彼	教	⑧	
□	□	□	□	弟	力	之	道	使	□	□	□	□	□	□	□	懷	智	沙	次	支	珠	事	⑨
大	人	人	勿	部	耶	使	別	豆	法	子	異	者	公	□	勲	及	喙	夫	内	干	大	⑩	
烏	石	勿	思	奈	如	人	教	只	赤	刀	葉	更	兄	□	力	干	部	智	礼	支	衆	⑪	
之	書	支	伐	弗	此	事	自	又	城	只	耶	赤	鄒	許	使	支	善	阿	夫	喙	等	⑫	
	立	次	城	耽	白	若	此	悦	佃	小	国	城	文	利	死	節	設	干	智	部	喙	⑬	
	人	阿	幢	郝	者	其	後	利	舍	女	法	烟	村	之	人	教	智	支	大	西	部	⑭	
	非	尺	主	失	大	生	國	巴	法	烏	中	去	巴	四	是	事	及	沙	阿	夫	伊	⑮	
	今	書	使	利	人	子	中	小	為	礼	分	使	珠	年	以	赤	干	喙	干	叱	史	⑯	
	皆	人	人	大	耶	女	如	子	之	兮	与	之	妻	小	後	城	支	部	支	智	夫	⑰	
	里	喙	那	舍	小	子	也	刀	別	撰	難	後	下	女	其	也	勿	武	高	大	智	⑱	
	村	部	利	鄒	人	年	余	羅	官	干	然	者	干	□	闕	尔	思	力	頭	阿	伊	⑲	
			村	文	耶	少	次	兮	賜	支	伊	公	支	文	三	次	伐	智	林	干	干	⑳	

※□内は推読文字

えて領土を拡大した6世紀中葉と考えられている²⁵⁾。

赤城碑において教（事）とかかわる人物は表8の通りであり、いずれも王を含まない。また碑文冒頭の「王教事大衆等」（1-⑦~⑫）は、王とそれ以外の人物との間に教があり、文の構造上、主語としての王が単独で教を下していることがより明確である。こうした碑文の記述形式を王権の伸長と結びつけ、冷水碑や鳳坪碑の段階では単独で教を発せなかった王が、ここに至って単独で教を発する権力を獲得したとする解釈もある。

赤城碑の「等」は、判読可能な碑文において二つが確認される。まず王の教（事）を受けたと考えられる「大衆等」である。「大衆」は記載順から官職と考えるべきであるが、他に例がない。彼らには特定の官職が記されていないが、その筆頭である伊史夫智伊干支（表8の1）は、真興王2（541）年に兵部

表8 赤城碑の「教」にかかわる人名

	官職（呼称）	所属	人名	官位	
1	大衆等	喙部	伊史夫智	伊干支	
2			沙喙部	豆弥智	彼珠干支
3			喙部	西夫叱智	大阿干支
4			□□夫智	大阿干支	
5			内礼夫智	大阿干支	
6	高頭林城軍主等	喙部	比次夫智	阿干支	
7		沙喙部	武力智	阿干支	
8	鄒文村幢主	沙喙部	善設智	及干支	
9	勿思伐城幢主	喙部	助黑夫智	及干支	

25) 檀国大史学会『史学志』12（丹陽赤城碑特集、1978）。武田幸男「真興王代における新羅の赤城経営」（『朝鮮学報』93, 1979）

令に任じられた異斯夫²⁶⁾と同一人物と考えられ、彼を含む5名が国家の中枢にいた中央官人であり²⁷⁾、また赤城碑の「教」に最も近い官人群であったと言えよう。そうした点を踏まえ、この「大衆等」がいわゆる官職としての「大等」だとする見解もある²⁸⁾。その可能性は否定できないが、次の2点で疑問が残る。一つは「大衆等」の表記である。少し後の金石文資料にはいずれも「大(太)等」の表記が明確であり²⁹⁾、赤城碑のみが異表記である理由が説明されなければ「大衆等=大等」説は成り立たない。

もう一つは兵部令との関係である。異斯夫の官職である兵部令は、当時の最大定員が2名であるから³⁰⁾「大衆等」の5名中少なくとも3名は兵部令ではなく、「大衆等」とは兵部令を含む数名の高位官人の称ということになる。だとすれば、大衆等は兵部令などと兼任が可能な正規の官職である可能性も考えられるが、官職や官位の異なる5名が「大衆等」として一括で表現・記載されるべき理由が説明されなければならない。

そこで注目すべきは「衆」の用法である。新羅における「衆」は、既に5世紀代の「中原高句麗碑」に官人の称として登場しており³¹⁾、6世紀の新羅碑「北漢山新羅真興王巡狩碑」(568頃)の「衆臣等」(1行目)から確認される。この「衆」は特定の官職ではなく、臣下群の称として用いられたものであろう。そうした例に鑑みれば、この「大衆」とは、既存の職官というよりも、何らかの事件に際し召集されて王の教を受け、それを処理するための特別な役を担った「高位(大)の官人群(衆)」の意と理解するのが妥当と思われる。

次に疑問となるのが、「大衆」という複数人の称に取って付された「等」の意味である。冷水碑や鳳坪碑との共通性から見ても単なる複数人表記の重複とは見なし難く、教にかかわる高位官人群の称として別の意味を有する可能性が十分考えられる。

6と7は、「高頭林城」の軍主として派遣された、赤城碑文中では最高位の地方官であるが、中央官人に付されるという冷水碑・鳳坪碑の共通点はこれによってなくなったことになる。彼らは「教(事)」(1-⑧~⑨)と「(節)教(事)」(6-⑬~⑮)という二つの教のいずれかにかかわっており、直接現地に赴いて新羅の教を伝え、その内容を執行した人物だと考えて問題ない。また8と9は、派遣地名を有する軍官(幢主)である。彼らは地方官であり教にかかわる人物という点で6や7と同じであるが「等」がない。ただ8の人名表記の前に「幢主等」などを入れるか、あるいは9の直後に等の字を加える(黒夫智及干支等)といった方法で「等」を付すことは可能であり、単なる欠漏とは考え難い。はっきりとしたことは不明だが、彼らには官位や職掌上、1~7と区別される理由があったのと思われる。

以上、赤城碑の「等」は教を受けた中央の高位官人、そして現地において教の内容を執行した高位官

26) 『三国史記』巻4、新羅本紀4、真興王。「二年…、拜異斯夫為兵部令、掌内外兵馬事」

27) 辺太燮「丹陽真興王拓境碑の 建立年代と 性格」(『史学志』12, 1978)、34頁。武田幸男(前掲論文、1979)、12-13頁

28) 李基白「丹陽赤城碑発見의 意義와 赤城碑王教事部分의 検討」(『史学志』12, 1978)

29) 注11を参照。

30) 『三国史記』職官志上によると、兵部令の始置は法興王3(516)年(ただし本紀は同王4年)、真興王5(544)年に1名を加え、太宗(武烈)王6(659)年にさらに1人を加えたとある。

31) 「新羅土内衆人」(前10-⑭~⑰)などがその例である。篠原啓方(前掲論文、2000)、10~11頁

人の称である。

Ⅲ 教の主体について

以上の検討から、3碑文の「等」は特定の官職ではなく、また単なる複数人の称として無作為に用いられたわけでもないことが指摘できた。「等」は教の発令に近い高位の官人群として、その時々の下される「教」に直接かわり、何らかの役割を果たす存在であった。こうした共通性が見出せる以上、これに即した解釈を試みることは無意味ではなからう。

高位という点から想起されるのは、尊称としての意味であり、特に赤城碑の「大衆」に付された「等」はその可能性を示唆する。これについては3碑の発見以前から、主に文献史料の人名に基づいた指摘があったが³²⁾、碑文においても同様のことが指摘できたわけである。

次に問題となるのが、「等」が王を含むのか否かである。赤城碑の「等」は官人のみであり、冷水碑の「等」も「二王」のように王のみで複数の場合は付されなかった。鳳坪碑はいずれとも解釈できるが、冷水・赤城両碑の用法からすれば、王を含まない高位官人の称として理解しても良いと判断される。

では、こうした「等」の用法から、教の主体はどのように解釈されるであろうか。鳳坪碑においては、「教（事）」（2-㉔～㉕）にかかわる14名は、2名の王（寐錦王、葛文王）と12名の臣下（等）に分けられるが、まず挙げられるのが「寐錦王、葛文王、…等が教す」という14名主体説の解釈である。同解釈は等の意味如何にかかわらず、列記された14名全員を主語と見なすものであり、また文章構成上も自然である。一方、君臣の別を明確にしているという点を重視すれば、「寐錦王と葛文王が…等に教す」という、君主から臣下への下達文と解釈することも可能である。

君臣の別として注目すべきもう一点は、教に対する「王」の象徴性である。鳳坪碑には「王の大いなる教と法」（「王大教法」、4-㉓～㉔）という文が登場する。修辭的な要素がないとは言えないものの、この「王」とは、過去から現在の「寐錦王」・「葛文王」に至る歴代君主（王）であり、彼らによって発せられた教と法である³³⁾。この表現から、王は単独で「教」の起点たり得るという認識が存在したことがうかがえよう³⁴⁾。その教の起点たる「王」が、12名の臣下たる「等」と明確に区別されるのであれば、鳳坪碑の冒頭部分は「牟即智寐錦王と徒夫智葛文王が…等に教す」と解釈するのが妥当と言えよう。

次に冷水碑の「七王等共論教…」も、鳳坪碑同様「1名の王と6名の等」もしくは「1名の王が6名の等に」という二つの解釈が考えられるが、「共論」に対し「王が等に共論す」と解さなければならない後者は不自然であり、前者の解釈が妥当である。

32) 『日本書紀』に登場する加羅国王子「都怒我阿羅斯等」の「等」に対し、主公の意とする中田薫（「可婆根考」、『法制史論集』3、1943、1033頁）や、「智」や「刀干」の「刀」と同義であるとする李弘植（「任那問題を中心とする欽明紀の整理——主要関係人物の研究——」、『青丘学叢』25、1936、65頁）の見解がある。井上秀雄もこれに同意している（『新羅史基礎研究』、東出版、1974、217頁）。

33) ここには当然ながら、冷水碑の「前世二王教」や、「七王等共論教」も含まれるであろう。

34) 李鍾晝「節‘等’의 意味分析과 赤城碑‘教事’部分의 再検討」（『韓国史論』39、서울大学校、1998）、28頁。李鍾晝は「王の固有行為として認識された」と表現している。

この共論は冷水碑のみに登場する特徴であるが、その意味は「共に論ず」、すなわち合議を意味する。新羅における合議は7世紀の文献にも「和白」³⁵⁾の名で登場しており、合議の伝統が少なくとも6世紀初めから7世紀まで続いていたことがうかがえる。このように「共論」は冷水碑における特殊な形態ではなく、6-7世紀の新羅に普遍的な国家意思決定のプロセスであった。

ならば鳳坪碑や赤城碑の「教」の内容を決定する際にも、やはり同様の合議が行われたと考えるべきであろう。そしてそのメンバーは、教の発令に最も近い鳳坪碑の「等」や、赤城碑の「大衆等」以外には考えられない³⁶⁾。碑文の内容に即して考えれば、両碑の「王」と「等」が合議に参加して案件の内容を決定し、それが改めて「教」として作成され、「王」から「等」に発せられるという手続を経たことになる。

一方、冷水碑には鳳坪碑と同様「教の起点としての王」という認識が見られる。碑文には現在の相続問題を解決する根拠として過去の「教」が引用されたが、その表記は「此二王教」(前1-⑪~⑭)「前世二王教」(前7-⑩~⑭)であった。「教」の語が「前世」と呼ばれる時期にも使用されていたのかわかるとは不明だが、当時における有力者の決定が碑文の「教」であることは疑いない。だがその主体は六部や有力者の連名ではなく「王」に集約されているのである³⁷⁾。

このように、冷水碑は、合議という国家意思決定のプロセスや、「教の起点としての王」という認識の存在において、鳳坪碑・赤城碑と共通している。これは前述の「合議→教の決定と作成→教の宣布(王から等への下達)」という手続が、基本的に冷水碑の段階で定着していた可能性が高いことを意味する。

確かに冷水碑だけに「共論」が明示され、「王」と「等」の両方が教の主体のように記された何らかの理由はあるが³⁸⁾、それは教の主体をめぐる権力の問題ではなく、教の決定をいかに明示するかという、叙述様式の差と取れなくもない。その指標として想起されるのが、法興王7(520)年の「頒示律令」である³⁹⁾。3碑の発見以降、これが一定の体系を有する成文法であったという見解はほぼ共通の支持を得ている⁴⁰⁾。だとすれば教の主体や発令のプロセスは、冷水碑段階では認識にとどまっていたとしても、鳳

35) 『新唐書』巻220, 列伝145, 新羅。「新羅…、事必与衆議、号和白、一人異則罷」。『隋書』巻81, 列伝46, 新羅国。「其有大事、則聚羣官詳議而定之」

36) 盧鏞弼「新羅 真興王代 大等의 分化와 그 政治的背景」(『歴史学報』127, 1990)。金義満「迎日冷水碑와 新羅의 官等制」(『慶州史学』9, 1990)。李鍾書(前掲論文, 1998)。ただし等については、盧鏞弼と金義満は「王を含む合議体、もしくはそのメンバー」、李鍾書は「単なる複数人の称」と考える。等という共通点から見れば、赤城碑の軍主(表8の6, 7)も当時の合議に参加していた可能性がある。

37) 李鍾書(前掲論文, 1998)、28頁。また合議を経ずに王が教を発した可能性も想定されるが、その場合は、「前世」において王が単独で教を発し得たことになり、「教の起点である王」の存在はさらに遡ることになる。

38) その背景の一つとして考えられるのは同碑の「葛文王」である。葛文王は新羅君主(寐錦、王)の親族に与えられる称号である。その職掌は不明であるが、冷水碑や鳳坪碑の例から、王に次ぐ地位にあり、また王の補佐役を果たしたことがうかがえる。冷水碑の「至都盧葛文王」は『三国史記』に登場する智証王であり、碑文が製作された当時、彼ははまだ王位に就いていなかった。いわば「(寐錦)王の不在」という特殊な状況が、王教という形式を避け、共論を強調した可能性が想定される。

39) 『三国史記』巻4, 新羅本紀4

40) 武田幸男「新羅・法興王時代の律令と衣冠制」(『古代朝鮮と日本』、龍溪書舎、1974年)、前掲論文(2003)。朱甫暉(前掲論文, 1989)。ただその内容や篇目については諸説ある。

坪碑（524年）の段階には条文として制度的に裏づけられていたと考えられる。そうした叙述様式（公式）の変化としての視点からも検討される必要があるだろう。

むすびにかえて

6世紀前葉～中葉の新羅碑文に登場する「等」は、教や合議にかかわる高位官人群の称であった。また教は王から発せられるものだとする認識が冷水碑の段階には確認され、冷水碑の場合は定かではないが、鳳坪碑以降は王の命令、すなわち王言としての「教」が存在し、また制度的にも裏づけられていた可能性を指摘した。

「教」の叙述の変化については従来、単独で教を下せない弱い王権が、徐々に強化されていく過程を示すものだとする議論が中心であった。別の根拠として、冷水碑や鳳坪碑の段階では王には所属部が明記されているが、赤城碑以降はなくなる点が挙げられる⁴¹⁾。これは王が所属部を有する臣下と同じ体制から逸脱したことを意味するもので、王権の伸長が冷水碑から赤城碑に至る時期にも持続的に進められていったことは確かである。

ただこうした王権論においては、王という地位や君主の必要性があまり考慮されていない。合議内容をめぐる君臣の力関係や、政権内での主導権争いはいつの時代も存在した。しかし成長を続ける国家がその意思を明示する際、一元的な命令下達のプロセスは不可欠であり、そのために必要とされるのが「命令の起点としての君主（王）」である。王権の強弱や伸長と、教の主体としての王の地位が保証されていたことは、やや切り離して考えるべきではないだろうか。この点については今後、さらに検討していきたい。

41) 朱甫暎（前掲論文、1988）、122頁